

関係機関各位

富山県厚生部長

電子処方箋の活用・普及促進事業（導入費用の助成）について

平素から本県医療行政の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、電子処方箋の活用・普及に向けて、県内の医療機関・薬局を対象に、電子処方箋に関する導入費用の一部を助成する予定です。

なお、県への補助金申請時点で、社会保険診療報酬支払基金から補助金等の交付決定を受けている必要がありますので、電子処方箋の導入を検討されている医療機関・薬局におかれては、早期の導入をお願いします。

○ 電子処方箋の導入から県への補助金申請までの流れ

- ① 電子処方箋の導入について、システム事業者へ連絡
- ② 医療機関・薬局における電子処方箋管理サービスの導入完了、運用開始
- ③ 社会保険診療報酬支払基金に補助金を申請し、交付決定を受ける
- ④ 県へ補助金を申請する

1 補助対象者

県内に所在する医療機関・薬局

ただし、県への補助金申請時点で「2 補助対象事業」について、社会保険診療報酬支払基金から補助金等の交付決定を受けている医療機関・薬局に限る

2 補助対象事業

- (1) 電子処方箋管理サービスを初期導入するための費用
- (2) 初期導入済みの施設が新機能を導入するための費用
- (3) 初期導入と新機能を同時に導入するための費用



3 補助金額

補助率 1/6～1/4(補助上限額あり) … 詳細は県ホームページをご覧ください。



4 申請手続き … 決まり次第、県ホームページ等でお知らせします。

- (1) 申請期間 令和6年10月～12月末(予定)
- (2) 申請書類 申請書(準備中)
添付書類(準備中)
社会保険診療報酬支払基金の補助金等交付決定通知書の写し

5 問い合わせ先 … 極力メールでのお問い合わせにご協力をお願いします。

- (1) 医療機関の方 医務課医療政策係
TEL: 076-444-3219 E-mail: aimu@pref.toyama.lg.jp
- (2) 薬局の方 薬事指導課薬事係
TEL: 076-444-3234 E-mail: ayakujishido@pref.toyama.lg.jp